

# 岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定マーク 使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県産生乳消費拡大PRの取組に合わせて制定した別記岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン(以下「認定マーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 認定マークを使用しようとする者は、あらかじめ「岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン使用承認申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して、岡山県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) そのほか、知事が適当と認めたとき。

(使用用途)

第3条 認定マークは、以下の用途に使用することができる。

- (1) 岡山県産生乳の消費拡大をPRする目的で、知事が別に定める要領により岡山県産生乳100%で製造した牛乳・乳製品の認定を受けた商品のパッケージに使用するとき。
- (2) 前号の牛乳・乳製品をPRする目的で、ポスター、チラシ、のぼり等に使用するとき。
- (3) そのほか、知事が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 知事は、第2条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、認定マークの使用を承認するものとする。

- (1) 岡山県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 岡山県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 認定マークをこの使用取扱規程に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) そのほか、知事が認定マークの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、「岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン使用承認書」(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 認定マークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(4) 原則として、資材等には、◎岡山県「ももっち」又は◎岡山県マスコット「ももっち」の表記をデザイン、スペース等に合わせて適正に付すること。

(5) 承認にかかる資材等の完成品は、速やかにその写真により提出すること。

(承認内容の変更または取消の申請)

第7条 認定マークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更または取消をしようとするときは、あらかじめ「岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン使用承認変更(取消)申請書」(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン使用(変更)承認書」(様式第2号)または「岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン使用承認取消書」をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消)

第8条 知事は、認定マークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該認定マークの使用承認を取り消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、「岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン使用承認取消書」(様式第4号)をもって行うものとし、使用承認を受けた者は、承認を取り消された日から使用することはできないものとする。

3 知事は、使用承認を受けた者に認定マークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用期間)

第9条 認定マークを使用できる期間は、3年以内とする。

2 使用期間終了後も継続して使用する場合は、使用期間終了の3箇月前までに、知事に「岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン使用承認申請書」(様式第1号)を提出するものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この規定による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占して認定マークを使用する権利を付与するものではない。

(損失補償等の責任)

第11条 県は認定マークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用承認を受けた者は、認定マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用承認を受けた者は、認定マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、認定マークの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成26年8月8日から施行する。

(別記)

岡山県マスコット「ももっち」県産生乳100%認定デザイン



©岡山県「ももっち」

又は

©岡山県マスコット「ももっち」



©岡山県「ももっち」

又は

©岡山県マスコット「ももっち」